

# 医療安全管理に関する取組事項

## 1 医療安全管理に関する基本的な考え方

当院は、患者さんが安心して安全な医療を受けられる環境を整え、良質な医療を提供することを通じて、地域社会に貢献することを目的としています。

当院は、医療安全管理を院内全体として取り組み、当院に関わる全ての人々を対象として、医療の安全管理、医療事故防止の徹底を図ることに努めます。

## 2 報告等にもとづく医療に係る安全確保を目的とした改善方策

医療事故および事故になりかけた事例を検討し、医療の質の改善と、事故の未然防止・再発防止対策を実施します。

## 3 医療安全管理のための研修に関する基本的事項

職員の安全意識の向上を図るとともに、院内全体の医療安全を向上させるために、全職員対象とした研修会・講習会を年2回以上行います。

## 4 事故発生時の対応に関する基本方針

医療側の過失によるか否かを問わず、患者さんに望ましくない事象が生じた場合には、院長に報告するとともに、可能な限り、本院の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に尽力をつくします。また、緊急時に円滑に周辺医療機関の協力を得られるよう、連携体制を日頃から確認しておきます。

## 5 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項は院内に掲示し、患者さん及びご家族などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

## 6 その他の当院における安全管理のために必要な基本方針

安全管理のため「医療安全管理指針」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改定を行います。

令和5年11月1日  
三友堂クリニック  
院長 阿部秀樹